

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
やなぎだ歯科
2. 指定事業所番号 4036438168
3. 事業所所在地 福岡県北九州市戸畑区境川1丁目7 - 23
4. 電話番号 093-881-6262
5. 運営方針
(1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、
歯科医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者
等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用
者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
(1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
(2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の
提供。
(3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助
言。
(4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 歯科医師 柳田優介

歯科衛生士 波多野みか
秋山美優
8. 診療日及び診療時間
月火木金 9:00～13:00 14:00～18:00
土 9:00～13:00 14:00～17:00
休診日 水曜・日曜・祝日
祝日のある週の水曜は診療
予約優先

8月13日～8月15日

12月30日～1月3日

9. 利 用 料

- (1) 歯科医師が居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、単一建物居住者1人の場合1回につき517円、単一建物居住者2人以上9人以下の場合1回につき487円、単一建物居住者10人以上の場合1回につき441円(ただし1月に2回を上限とする)を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
- (2) 歯科衛生士が居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合は『歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費』として、単一建物居住者1人の場合1回につき362円、単一建物居住者2人以上9人以下の場合1回につき326円、単一建物居住者10人以上の場合1回につき295円(ただし1月に4回を上限とする)を徴収させていただきます。
- (3) (1)および(2)の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等において居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行なった場合、その地域が厚生労働大臣の定める中山間地域であるときは利用料金に1回につき5%の割増料金が加算されます。
- (4) (1)および(2)の支払いを受ける額のほか、厚生労働大臣が定める地域等に事業所が所在する場合においては、利用料金に1回につき15%の割増料金が加算されます。
- (5) (1)および(2)の支払いを受ける額のほか、厚生労働大臣が定める地域等に事業所が所在する場合かつ小規模事業所であると認められた場合においては、利用料金に1回につき10%の割増料金が加算されます。

10. 苦 情 処 理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。
また、苦情内容によっては市町村窓口 (Tel 093-582-2771) または
国保連合会 (Tel 092-642-7859) をご紹介する等対応させていただきます。

11. 守 秘 義 務

- (1) 歯科医師には利用者の守秘義務があり、個人情報には外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。